

## 国家公務員法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 人事管理の厳格化

職員の人事管理は、人事評価に基づいて、適切かつ厳格に行われなければならないこと。

(第二十七条の二関係)

### 第二 給与における国の財政状況の考慮

職員の給与は、その官職の職務と責任に応ずるものであり、かつ、国の財政状況が考慮されるものでなければならないこと。

(第六十二条関係)

### 第三 人事評価における相対評価の導入

人事評価は、相対評価により行われなければならないこと。

(第七十条の三関係)

### 第四 管理職職員等の独立行政法人等への再就職の規制

- 一 管理職職員（退職手当通算予定職員を除く。）及び管理職職員であった者（退職手当通算予定職員及び退職手当通算離職者を除く。）（以下「管理職職員等」という。）は、離職後二年間は、次に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員その他の地位であって政令で定めるもの（以下「役員

等の地位」という。)に就くことを承諾し、又は就いてはならないこと。

① 行政執行法人以外の独立行政法人

② 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

③ 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

④ 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

二 一は、政令で定める手続により、内閣総理大臣の承認を得た場合には、これを適用しないこと。

三 二の内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任すること。

四 三により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができること。

五 一に違反して独立行政法人等の役員等の地位に就いた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すること。

(第百六条の四の二及び第百九条関係)

## 第五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、第七は、公布の日から施行すること。 (附則第一条関係)

## 第六 経過措置

- 一 第三は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する評価期間（定期的に行われる人事評価に係る一年の期間をいう。）において行われる人事評価について適用すること。

(附則第二条関係)

- 二 第四の一から四までは、第四の一の管理職職員等で施行日前に国家公務員法第百六条の二十三第一項の届出をした者（当該届出に係る第四の一の独立行政法人等の役員等の地位に就く場合に限る。）及び施行日前に離職した第四の一の管理職職員であった者で施行日においてその離職後二年を経過していないものについては、適用せず、これらの者が当該役員等の地位に就く場合については、なお従前の例によること。

(附則第三条関係)

## 第七 関係法律の整備

自衛隊法の改正その他関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定めること。

(附則第六条関係)

## 第八 その他所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うこと。